

広島市告示第235号

令和7年4月15日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年広島市告示第388号で指定している形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井一實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
広島市東区二葉の里三丁目1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去